

別紙

諮詢第 1763 号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「別添の厚生労働省発〇〇号（令和〇年〇月〇日）の異なる〇福保〇〇第〇〇号（令和〇年〇月〇日）のNo〇～No〇の計〇点の決定の為、社発第〇号一部改正通知上の入管特例法（法律第71号）は、特別永住者 3 世（韓国籍）の受給権欠如の具体例示すもの求める。※昭和〇年〇月〇日付社保第〇号（条約第〇号）対象者！」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和 5 年 12 月 20 日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないとして、本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和 6 年 4 月 5 日に審査会へ諮詢された。

審査会は、令和 6 年 6 月 24 日に実施機関から理由説明書を收受し、令和 7 年 7 月 25 日（第 260 回第二部会）から同年 11 月 21 日（第 263 回第二部会）まで、4 回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 事案の概要について

審査会が実施機関に確認したところ、事案の概要は以下のとおりである。

審査請求人が本件開示請求以前に、実施機関に対して行った別件開示請求における決定内容と、厚生労働省に対して行った開示請求における決定内容とが異なっているため、本件開示請求はその根拠が記載されている公文書について開示を求めたものである。

#### イ 公文書の開示制度について

都の公文書開示制度は条例に基づくものであり、条例2条1項に定める実施機関は、同条2項に定める公文書を条例7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示するものと規定されている。

一方、国の行政文書開示制度は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下単に「法」という。）に基づくものであり、法2条1項に定める行政機関の長は、同条2項に定める行政文書を法5条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示するものと規定されている。

#### ウ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査会が検討したところ、都及び国の開示制度はそれぞれ根拠規定が異なり、都及び国の機関は各根拠規定に基づき、請求内容に従って各機関が保有している文書を開示するとなっていることから、対象となる文書や決定内容も異なり得るものであり、また、決定内容を統一すべきとの規定の存在は認められなかった。

したがって、本件開示請求に係る公文書は存在しないとの実施機関の説明は首肯できるものであり、本件開示請求に対し、実施機関が不存在を理由として行った本件不開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 蘭子